

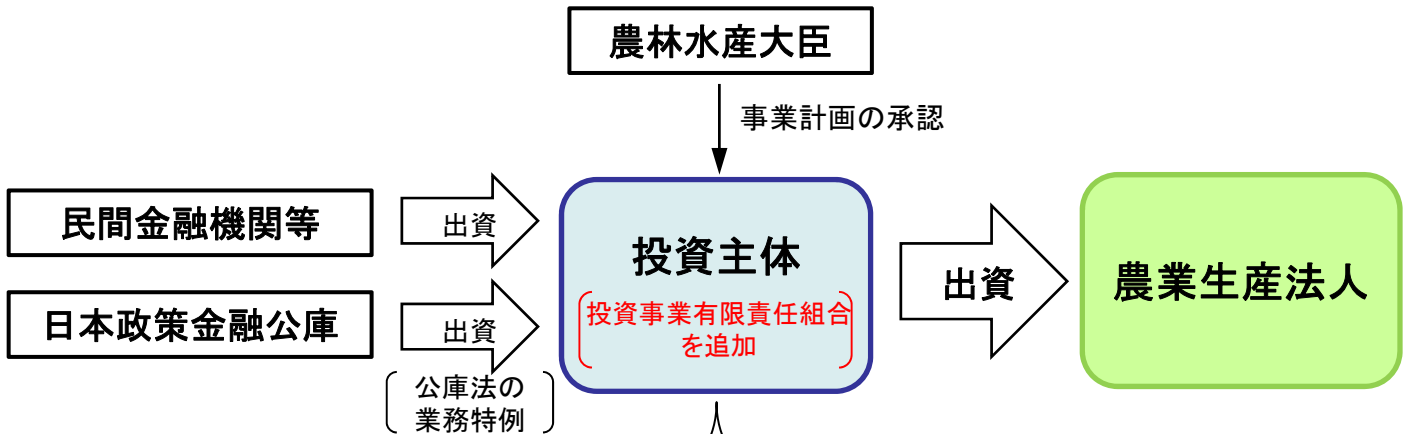
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法改正概要 (平成25年12月13日公布)

改正のポイント

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に掲げられた『今後10年間で法人経営体数5万法人』(2010年比約4倍)に向け、農業法人への更なる成長資金の供給円滑化を図る観点から、農業法人投資育成事業を行う投資主体の要件を見直し

改正の概要

○ 農業法人投資育成事業のスキーム



農業生産法人に出資を行うことができる投資主体の要件を見直し(農地法の特例)

[改正前]

大臣承認を受けた

- ① 株式会社であって、その議決権の過半数を地方公共団体及び農協系統が有しているもの

[改正後]

大臣承認を受けた

- ① 株式会社であって、その議決権の過半数を地方公共団体、農協系統及び株式会社日本政策金融公庫が有しているもの[一部変更]
- ② 上記以外の株式会社及び投資事業有限責任組合(ただし、農業生産法人に投資できるのは議決権の1/2未満まで)[新設]

(注) 農地法上も、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する関連事業者は議決権の1/2未満まで投資できることとされている(第2条第3項第2号)。

期待される効果

- ① 既存の投資主体(アグリビジネス投資育成株式会社)は資本調達柔軟性が高まる
- ② 多様な投資主体による農業生産法人への投資が可能となることとなり、農業生産法人に対する投資の幅が広がり資金供給が促進されるとともに、農業生産法人の自己資本の増強が図られる。